

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、令和5年度の予算などについてお知らせします。

■ 地域のデータ（令和5年2月28日現在）

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
127,469人	54,663戸	34,778人	27.28%

（鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています）

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.38
2023.4



介護保険の手続きについて

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請または、基本チェックリストの実施が必要です。

介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや市町の窓口にご相談しましょう。

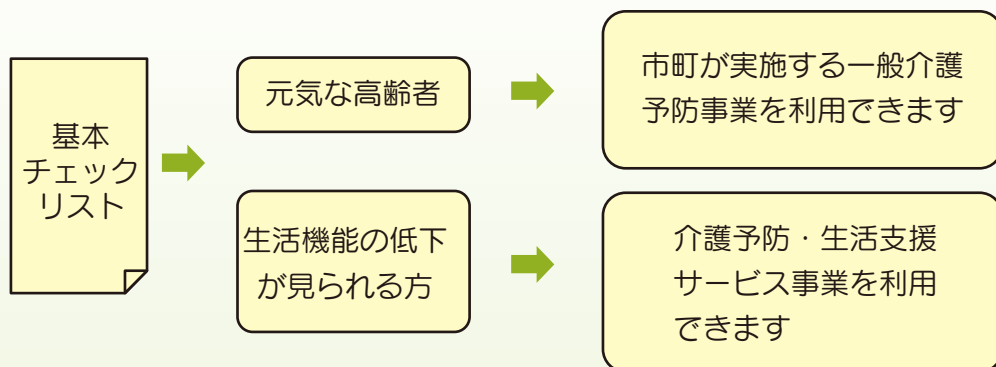
相談の内容によって、

- ①総合事業を利用したい人は、基本チェックリストを行います。→①へ
- ②介護保険を利用したい人は、要介護（要支援）認定申請をします。→②へ

サービスを利用するまでの流れ

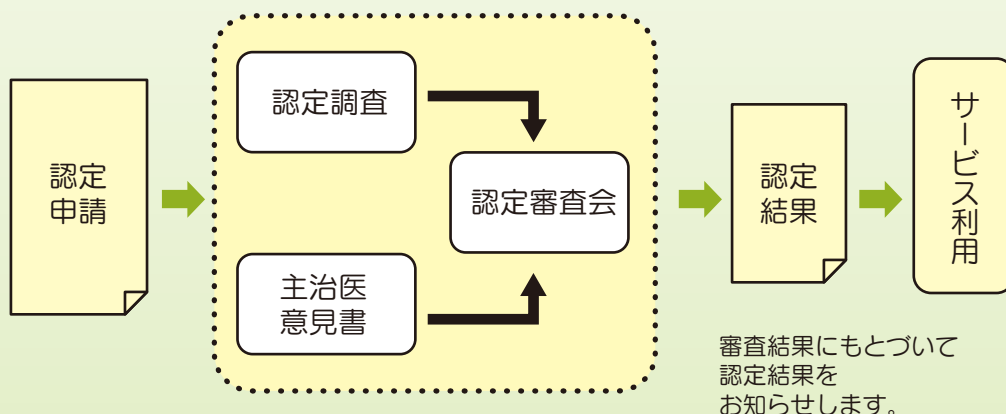
①

心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。



②

申請後、認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。



要介護 1～5 介護保険の介護サービスを利用できます

要支援 1・2 介護保険の介護予防サービスと
介護予防・生活支援サービスを利用できます

問い合わせ：介護保険課 認定係：TEL 0942-81-3315



認定調査・主治医意見書

身体状況・健康状態・日常生活で困っていることなどをお聞きします。

※調査内容は他に漏れることはありません。皆様の生の声をお聞かせください。

認定調査

認定調査員が訪問し、本人の心身の状況を調査します。

- 申請後調査実施日の調整をして訪問します。調査にかかる時間は、1時間程度です。日頃の状況を把握できる場所で行います。
- 全国一律の調査票により、74項目の基本調査、概況調査を行います。
- 調査には、本人だけでなく、本人の日頃の様子ができる方も立ち会ってください。

主治医意見書

介護の判定には、主治医の意見書が必要です。申請書に書かれた主治医に意見書作成を依頼します。

- 主治医とは、介護が必要な状態となった原因の病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師をさします。
- 申請時に『予診票』を渡しますので、受診するときに主治医(医療機関)に提出してください。意見書作成依頼は、介護保険課から郵送で行います。
- 長期間受診をしていないと、医師は意見書を書くことができません。申請の際には必ず受診をしてください。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日

※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規・変更は12か月まで、更新は48か月(新たに認定された介護度が、直前の介護度と変わった場合は(36か月)までに延長する場合があります。

申請に必要なもの

要介護認定申請書に医療保険(健康保険)情報の記載が必要になります!

要介護認定申請時に必要な書類は下記のとおりです。

・要介護(要支援)申請書

* 申請書内に、医療保険被保険者証の情報やマイナンバーの記載が必要ですので、確認できるものをご持参ください。

* 第2号被保険者(65歳未満)の方は、医療保険被保険者証の写しの添付が必要です。

・介護保険被保険者証

問い合わせ:介護保険料課 認定係: TEL 0942-81-3315



住所地特例制度について

介護保険においては、地域保険の考え方から、住所のある市町村が保険者となるのが原則となっています。しかし、その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあります。そのため、特例として、下記施設に入所する場合には、住所を変更しても、変更前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けています。（その後、対象施設間を移動した場合にも、元の保険者が引き継がれます。対象施設以外に住所を移した場合、その住所地がある自治体が保険者に変わります。）

なお、要介護認定を受けていない場合でも、この制度が適用されます。

○住所地特例対象施設

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設（療養病床等）
- ・ 介護医療院
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス等）
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

例

転出前：鳥栖市



転出後：久留米市
住所地特例施設に入所



住所は、久留米市になりますが、鳥栖地区広域市町村圏組合（以下、鳥栖広域）の被保険者証をもつこととなります。
介護保険料も鳥栖広域へ納めます。



地域密着型サービスについて

地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、鳥栖地区広域市町村圏組合が指定した事業者が地域住民に提供するサービスです。2006年4月の介護保険制度改正により創設されました。具体的には、地域の特性を活かし、その地域に添ったサービスを提供するために、当組合が事業者の指定や監督を行います。対象者は、要介護の認定を受けている方で、原則としてサービス事業者と同じ市町村に居住している方が対象となります。

★地域密着型サービス一覧

○特定地域密着型サービスを含む

●訪問サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※
- ・夜間対応型訪問介護※

●通所サービス

- ・地域密着型通所介護
- ・療養通所介護※
- ・認知症対応型通所介護

●複合サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

●施設サービス

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護※
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※



※印は現在、鳥栖地区広域市町村圏組合内にはありません。

○住所地特例者の地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、原則として事業所所在地の被保険者に利用が限定されたサービスですが、住所地特例者の方については、現在の住民票の市町村の特定地域密着型サービスを利用することが出来ます。

ご利用を考えている方は、担当ケアマネージャーにご相談下さい。

地域密着型サービスについての問い合わせ先 介護保険課 給付係：TEL 0942-81-3317

ステップアップ通所型サービスのご案内

こんなことはありませんか？こんな人は要注意！！

『最近、スーパーに行くのが大変・・・』

『食事がおいしく感じないな・・・体重も減ってきたな・・・。』

そんなことはありませんか？それは身体が弱っている危険サイン！
そのまま放っておくと、どんどんできないことがふえていきます。



最近調子が
でなくて

ステップアップ通所型サービスとは

低下した体力や機能を向上し、やりたいことやできなくなっていたことができるよう、専門職（理学療法士・作業療法士等）が短期間集中的に支援します。

■週2回、1回あたり2時間の運動を、3か月間から6か月間（計24回から48回）行います。

■栄養管理や口腔チェック、認知症予防プログラムも行います。（対象者の方のみ）

■送迎付きで料金はおひとり一回 500円です。

サービスを利用できる方

■要支援1・2と判定された方

■事業対象者に該当した方

ステップアップ通所型サービス実施事業所

■かみみねデイサービスセンター〔医療法人三樹会〕

■場所：おたっしゃ館（三養基郡上峰町大字前牟田107番地2）

■開催日時：毎週火曜日・金曜日 ①9：30～11：30

■アザレア〔医療法人清明会〕

■場所：きやま鹿毛医院（三養基郡基山町大字宮浦399番地1）

■開催日時：毎週月曜日から金曜日

①8：30～11：00 ②12：30～15：00



よし！体力が
ついてきたぞ！

サービス利用に関する相談窓口

まずは、最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。

【問い合わせ先】 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係
TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316

鳥栖地区広域市町村圏組合サポーターティア事業についてのご案内

サポーターティア事業(介護支援ボランティアポイント制度)について

サポーターティア事業は、「サポーターティア」として登録された方が、市町により認定を受けた機関において、介護支援ボランティア活動を行う事業です。

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)においては、平成30年4月から開始しました。

(「サポーターティア」=「サポート」をする人という意味の造語)

参加対象者について

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)に住民票がある40歳以上の方で、要支援・要介護認定のいずれも受けていない方です。

サポーターティア活動への参加方法について

「サポーターティア登録申請書」を、佐賀県長寿社会振興財団にご提出(郵送又は持参)ください。
(「サポーターティア登録申請書」は、鳥栖地区広域市町村圏組合や鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町の高齢者福祉担当課の窓口等で取得可能です)

活動内容・活動場所について

- ・サポーターティアの活動場所は、鳥栖地区広域市町村圏組合が受入機関として認定した、介護サービス事業所等または地域の介護予防教室、高齢者ふれあいサロン等
- ・サポーターティア活動の対象となる活動内容は次の通りです。
 - 1.レクリエーション等の指導、参加支援
 - 2.お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助
 - 3.散歩、外出及び館内移動の補助
 - 4.施設の催事に関する手伝い(模擬店、会場設営、演芸披露等)
 - 5.話し相手・傾聴
 - 6.施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動(清掃、草刈の補助等)
 - 7.高齢者ふれあいサロン、食生活改善事業等の活動
 - 8.介護予防体操、レクリエーション等の指導及び介護予防教室等の開催・参加支援
 - 9.その他、鳥栖地区広域市町村圏組合が認める活動



※現在新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の活動を制限しておりますが、状況により随時再開する予定です。

詳細につきましては、チラシ、ホームページまたは下記のお問い合わせ先までお尋ねください。

※鳥栖地区広域市町村圏組合(事業主体)は、「サポーターティア事業」の管理機関として、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団に、本事業の運営等に関する業務を委託しています。

相談してみよう！ 地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの健康や福祉、医療や介護、生活に関するさまざまな悩みを受け付けています。みなさまからのご相談には、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターといった専門職員が応じます。

まずは、わたしたちにご相談ください！

☆近くに友達をつくりたい！
地域のサークルが
知りたいな。
☆自分で料理も作りたい



☆やりたい事が沢山
ありますね。
☆目標に近づけるように
支援しましょう！

どこに相談するのかわからない場合は、お住まいの地区の地域包括支援センターにご連絡ください。問題に応じて、適切なサービスや窓口におつなぎします。

地域包括支援センター 一覧

- ・ 鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター（鳥栖市鳥栖地区・鳥栖北地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市轟木町1523番地6〈電話番号〉0942-81-3113
- ・ 鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター（鳥栖市田代地区・基里地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市田代本町924番地1〈電話番号〉0942-82-2041
- ・ 鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター（鳥栖市若葉地区・弥生が丘地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市神辺町1273番地8〈電話番号〉0942-85-8721
- ・ 鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター（鳥栖市麓地区・旭地区にお住まいの方）
〈住所〉鳥栖市村田町1250番地1〈電話番号〉0942-82-2188
- ・ 基山地区地域包括支援センター（基山町にお住まいの方）
〈住所〉三養基郡基山町大字園部2307番地〈電話番号〉0942-81-7039
- ・ みやき町地域包括支援センター（みやき町にお住まいの方）
〈住所〉三養基郡みやき町大字白壁1074番地3（市村清記念メディカルコミュニティセンター内）
〈電話番号〉0942-89-3371
- ・ 上峰地区地域包括支援センター（上峰町にお住まいの方）
〈住所〉三養基郡上峰町大字前牟田107番地2（老人福祉センターおたっしや館内）
〈電話番号〉0952-52-5250



お問い合わせ先：介護保険課 地域支援係：TEL 0942-81-3111

相談無料！



介護保険料について

令和5年度分の介護保険料について

個人ごとの介護保険料は、介護保険料額を算定するための基礎となる住民税が確定した後、介護保険料を決定し、6月中旬に普通徴収（納付書払い・口座振替）の方へ、6月下旬に特別徴収（年金天引き）の方へ通知する予定です。ご確認をお願いいたします

介護保険料の減免制度について

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときには、介護保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合もあります。ご相談ください。

介護保険の給付制限について

介護保険料にはそれぞれ納期限があります。その納期限を過ぎても未納がある場合、介護サービスを利用される時に、下記のような給付制限が生じます。

将来介護が必要となられたときに、給付制限があると、ご本人だけではなくご家族にとっても大きな負担です。納付相談を行っておりますので、ご連絡ください。

介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると・・・

介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、費用の全額（10割）を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。



1年6ヶ月以上の滞納があると・・・

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります

2年以上の滞納（時効消滅分）があると・・・

介護サービス負担割合が3割（または4割）に引き上げられます（不可避）。

滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割（または4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。

【通常】介護サービスを利用される際は、基本1割負担
（※一定以上の所得がある方は2割または3割負担）

3割4割負担!!

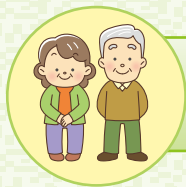
介護保険料の納付について

当組合の介護保険料は、金融機関・郵便局・当組合に加えて、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ決済で納付できます。日中、金融機関へ納付に行く時間がない方も、夜間や土曜日・日曜日・祝日の納付ができ便利です。どうぞご利用ください。

令和5年4月から、佐賀共栄銀行の窓口では、QRコードのない納付書の収納業務が終了することから、現行の当組合の納付書は使用できなくなります。

なお、口座振替は今までどおり利用可能です。

問い合わせ：総務課 収納対策室 介護保険料係：TEL 0942-85-3637



令和5年度介護保険特別会計予算について

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度の年となります。
昨年度と比べて、400,051千円の増、4.0%の伸びとなっています。

【歳入】

単位:千円

項 目	5年度当初	4年度当初	比較	伸率
1 保険料	2,332,337	2,307,400	24,937	1.08%
2 分担金及び負担金	1,602,701	1,525,231	77,470	5.08%
3 国・県支出金	3,671,001	3,532,661	138,340	3.92%
4 支払基金交付金 ※1	2,656,402	2,558,722	97,680	3.82%
5 繰入金 ※2	204,321	142,697	61,624	43.19%
6 その他	14	14	0	0.00%
歳入合計	10,466,776	10,066,725	400,051	3.97%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第8期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れるもの等です。

【歳出】

単位:千円

項 目		5年度当初	4年度当初	比較	伸率
1 総務費		244,622	214,190	30,432	14.21%
2 保険給付費		9,445,450	9,082,039	363,411	4.00%
内 訳	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	8,739,371	8,396,594	342,777	4.08%
	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	333,719	328,560	5,159	1.57%
	その他のサービス費 ※3	372,360	356,561	15,475	4.34%
3 地域支援事業費 ※4		701,520	694,561	6,959	1.00%
内 訳	介護予防・生活支援サービス事業費	314,511	315,832	△1,321	△0.42%
	一般介護予防事業費	97,525	96,161	1,364	1.42%
	包括的支援事業・任意事業費	287,758	280,842	6,916	2.46%
	その他諸費	1,726	1,726	0	0.00%
4 保健福祉事業		20,178	20,929	△751	△3.59%
5 その他		5,006	5,006	0	0.00%
6 予備費		50,000	50,000	0	0.00%
歳出合計		10,466,776	10,066,725	400,051	3.97%

※3 「特定入所者介護サービス費」「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。

※4 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

問い合わせ先:総務課 総務係 : TEL 0942-81-4825

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられますと、下記のように変わります。

被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

※被保険者証の紛失などによる再交付は、本組合又は市町の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせて納付されていましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります(医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月の翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

納付方法

保険料は65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納付していただきます。保険料の納め方は、皆さんが受給している年金額によって特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

特別徴収

年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金から介護保険料が天引きされます。

※年金が年額18万円以上でも一時的に納付書等で納める場合があります。次の場合は、特別徴収に切り替わる前、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合 等

普通徴収

年金の受給額が年額18万円未満の方や一時的に特別徴収に該当していない方などは、納付書や口座振替で介護保険料を納めていただきます。

■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係
TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること 総務課 収納対策室 介護保険料係
TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること 介護保険課 認定係
TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護保険給付に関すること 介護保険課 給付係
TEL 0942-81-3317 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること 介護保険課 地域支援係
TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316